第一次所得収支	96,129	102,119	104,407
（対前年同期比）	（−7.9）	（1.1）	（12.5）
第二次所得収支	−11,314	−8,947	−10,380
（対前年同期比）	（9.0）	（4.8）	（−9.0）
経常収支	106,256	83,187	80,940
（対前年同期比）	（31.3）	（140.1）	（1,848.8）
資本移転等収支	−5,581	−1,122	−1,590
直接投資	53,731	85,535	72,917
証券投資	245,875	93,924	66,696
金融派生商品	−23,621	−576	22,000
その他投資	−114,892	−78,635	−56,658
外貨準備	−693	3,464	2,786
金融収支	160,400	103,711	107,741
誤差脱漏	59,725	21,647	28,392

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ノリタケＴＣＦ　江口　雅芳　愛知県刈谷市小垣江町下藤７番地７　国土交通大臣許可（般－23）第21775号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月27日付けで建設業第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビーライト　若尾　光伸　愛知県名古屋市天白区中砂町528番地　国土交通大臣許可（般―23）第21733号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月29日付けで建設業第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊通マシナリー　蓑輪　信之　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号　国土交通大臣許可（特―27）第21586号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月30日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社天竜　下山　幸廣　静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2387番地の１　国土交通大臣許可（般－24）第15921号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月16日付けで建設業第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三交不動産株式会社　高林　　学　三重県津市丸の内９番18号　国土交通大臣許可（般―26）第23501号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月１日付けで建設業第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年８月 16 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名工建設株式会社　渡邉　　清　愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番４号ＪＲセントラルタワーズ34階　国土交通大臣許可（般・特―24）第1768号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月８日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第５４９号

埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地１（２―32）
申立人　団地管理組合法人狭山台第一住宅管理組合
本籍埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地２―30―101、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日平成25年５月７日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和30年１月２日、職業不明
被相続人　亡　松原　　忍
事務所埼玉県所沢市日吉町14番３号　朝日生命所沢ビル８階
相続財産管理人　弁護士　保坂　光彦

さいたま家庭裁判所川越支部